

緊急事態宣言延長にかかる使用のお知らせ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、大阪府を対象区域とする緊急事態宣言が 4 月 25 日（日）から 5 月 31 日（月）まで発出されておりますが、医療提供体制のひっ迫状況は依然厳しいことから、大阪府から国に対して緊急事態宣言の延長が要請され 5 月 28 日（金）に緊急事態宣言が 6 月 20 日（日）まで延長されることとなりました。区役所附設会館は、大阪府からの要請を受け、4 月 25 日（日）から 5 月 31 日（月）までの臨時休館を 6 月 20 日（日）まで継続することといたします。

【臨時休館延長：令和 3 年 4 月 25 日（日）～6 月 20 日（日）】

*利用可とするもの

：社会生活の維持に必要なもの

（各種国家試験、資格試験、業務上必要かつオンライン化や延長が困難な説明会、会議、研修、学会等、憲法上重要な基本人権の確保に係るイベント集会等）

全国大会等、イベントの無観客開催、オンライン開催

※ただし、業種別ガイドラインの厳守を徹底したうえでの実施が前提です。

また、これまで同様、利用予約に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書が必要です。

：今後の状況により、申込みいただいているご予約の取消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。

・なお、6 月 21 日（月）以降の取扱いは改めてお知らせいたします。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。